

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本てんかん協会（以下「波の会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 波の会は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 波の会は、てんかんに関する正しい知識の普及啓発及びその理解の促進、てんかんに関する情報誌等資料の作成及び普及、てんかんのある人とその家族に対する相談及び指導等の支援、てんかんに関する調査研究、国内外の関連団体等との連携及び交流、てんかんに関する諸制度の推進等幅広い領域での活動を行うことにより、てんかんのある人及びその家族の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 波の会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) てんかんに関する正しい知識の普及啓発及びその理解の促進を図るための講演会及び研修会の開催
- (2) てんかんのある人とその家族に対する相談及び指導等の支援
- (3) てんかんに関する調査及び研究
- (4) 情報誌等の出版物の刊行及び取扱い
- (5) 国内外の関連団体との連携及び交流
- (6) てんかんと専門医療に関する書籍等の普及
- (7) てんかんに関する諸制度の推進
- (8) その他波の会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国で行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 波の会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第3章 会 員

(構成員)

第6条 波の会は、波の会の事業に賛同する個人又は団体であつて、第8条の規定により波の会の会員となつた者をもつて構成する。

(種 別)

第7条 波の会の会員は、次の4種類とする。

- (1) 正 会 員：波の会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員：波の会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 購読会員：波の会の事業に賛同して情報誌を購読するため入会した個人又は団体
- (4) 家族会員：波の会の事業に賛同して入会した正会員の配偶者及び三親等内の個人

2 前項の会員のうち、正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第8条 波の会の正会員、賛助会員、購読会員又は家族会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受ける。

2 前項の入会申込みに対しては、次の基準により理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

- (1) 個人会員は、16歳以上であること。
- (2) てんかんに関心のある人であれば、患者本人、家族、専門職、一般市民の別なく活動に参加できる。
- (3) 入会申込者が、特定の個人、団体の売名に波の会を利用するおそれがある場合には、入会を認めないことができる。
- (4) 入会申込者が、特定の政治、思想、宗教及び販売等不当な利益をあげるために波の会を利用するおそれがある場合には、入会を認めないことができる。
- (5) 入会申込者が、公益認定上の欠格事由（認定法第6条）に類似する過去の行為又は現状につき公的処分又は指定を受けたときは、入会を認めないことができる。
- (6) 入会申込者が、法令又は公序良俗に反する行為を行っていることを確認したときは、入会を認めないことができる。

(経費の負担)

第9条 正会員は、波の会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める正会費を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を、会員になった時及び毎年支払う。
- 3 購読会員は、社員総会において別に定める購読会費を、会員になった時及び毎年支払う。
- 4 家族会員は、社員総会において別に定める家族会費を、会員になった時に支払う。

(任意退会)

第10条 正会員、賛助会員、購読会員及び家族会員は、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって当該正会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会開催の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、議決の前に弁明の機会を与えることができる。

- (1) 波の会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 波の会や会員の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知をする。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払いの義務を1年間履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は波の会が解散したとき。

(会員資格喪失による権利及び義務)

第13条 会員が前3条によりその資格を喪失したときは、波の会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 波の会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告の報告及び決算書の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 会員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 波の会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎年 1 回 6 月末日までに開催する。

3 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員が、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会長は社員総会の日々の 1 週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 20 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 役員解任

(3) 会員の除名

(4) 基本財産の処分

(5) 解散

(6) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受け

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面による議決権の行使)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権の行使ができ、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条・第 20 条の規定の適用については、その正会員は出席した

ものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその社員総会において選任された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名及び押印する。

(会議運営規程)

第 23 条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令及びこの定款の定めるもののほか、理事会において定める会議運営規程による。

第 5 章 役 員

(役員設置)

第 24 条 波の会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 12 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
 - 3 前項の会長をもって、「一般法人法」上の代表理事とする。
 - 4 会長以外の理事のうち 3 名を業務執行理事とする。

(役員選任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
この場合において、理事会は社員総会の決議により会長候補者及び業務執行理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選考する方法によることができる。
- 3 理事会は、その決議によって、第 2 項で選定された業務執行理事の中から副会長、常務理事を選任することができる。但し、副会長は 2 名以内、常務理事は 1 名とする。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 波の会の監事は、波の会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 理事又は監事に異動があったときは速やかに登記をし、遅滞なくその旨を行政庁に届け出る。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、波の会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、波の会の業務を分担執行する。

- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況に関する報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、波の会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えることができる。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事には、報酬を支給することができる。これについては、常勤又は非常勤の別により、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬額の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うために要した費用を支弁することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 波の会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 波の会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選任及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、会場、目的及び審議事項を記載した書面をもつ

て、開催日の1週間前までに通知する。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名及び押印する。

(会議運営規程)

第38条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める会議運営規程による。

第7章 業務執行理事会

(構 成)

第39条 業務執行理事会は、会長、2名の副会長及び常務理事により構成する。

(役 割)

第40条 業務執行理事会は、次の職務を行う。

- (1) 会長が委任した事項
- (2) 理事会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要さない会務の執行に関する事項

(会議運営規程)

第41条 業務執行理事会の運営に関する必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める会議運営規程による。

第8章 委 員 会

(委員会の設置)

第 42 条 波の会の事業を推進するために、必要がある時は、理事会の決議を経て委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者などから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要事項は、理事会において定める委員会規程による。

第 9 章 支 部

(支部組織)

第 43 条 波の会に、理事会の決議を経て、都道府県を単位とする支部を置くことができる。

2 支部の運営に関する必要な事項は、理事会において定める支部運営規程による。

第 10 章 資産及び会計

(基本財産)

第 44 条 基本財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人法」という。）第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な財産として社員総会で決議したものをいう。

2 前項の基本財産及び波の会のその他の資産は、社員総会において別に定めるところにより、波の会の目的を達成するために会長が管理を行い、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 波の会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受ける。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び支部に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第 46 条 波の会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項第3号の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び支部に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、定款は一般の閲覧に供する。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項の書類については、毎事業年度の経過後3カ月以内に行政庁に提出するとともに、法令の定めるところにより公告する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載する。

(長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受け)

- 第48条** 波の会が長期借入金（当該年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）をしようとするときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって行う。
- 2 波の会が重要な財産の処分及び譲受けをしようとするときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって行う。

(会計原則等)

- 第49条** 波の会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従う。
- 2 波の会の会計処理に関し、必要な事項は理事会が定める会計規則による。
- 3 特定費用準備金及び特定の資産の取得又は改良にあてるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第11章 基 金

(基金の拠出)

第50条 波の会は、会員又は第三者に対し、「一般法人法」第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱)

第 51 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において定める基金取扱規程による。

(基金拠出者の権利)

第 52 条 波の会は、第 56 条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しない。

2 前項の規定にかかわらず波の会は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができる。

3 波の会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできない。

(基金返還の手続)

第 53 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、「一般法人法」第 141 条に規定する限度額の範囲内で行う。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定める。

(代替基金の積立)

第 54 条 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わない。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届ける。

(解 散)

第 56 条 波の会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 57 条 波の会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 カ月以内に、「公益法人法」第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与する。

(残余財産の帰属)

第 58 条 波の会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、「公益法人法」第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与する。

第 13 章 事 務 局

(設置等)

第 59 条 波の会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。ただし、それ以外の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める事務処理規程による。

(備置き帳簿及び書類)

第 60 条 事務局には、法令に定めるところにより、次の帳簿及び書類を備え置く。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する種類
 - (5) 定款に定める会議の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び予算書
 - (9) 事業報告書及び決算書
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他、法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令に定めるほか、次条第 2 項に定める情報公開規程による。

第 14 章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第 61 条 波の会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 62 条 波の会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告の方法)

第 63 条 波の会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 15 章 補 足

(委 任)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、波の会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

付 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 波の会の最初の代表理事は鶴井啓司とする。
3. 波の会の最初の業務執行理事は、平野慶治、久保田英幹、古屋光人とする。
4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

【2013 年 4 月 1 日 施行】

【2013 年 9 月 26 日 一部改正】